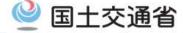
国土審議会土地政策分科会企画部会中間とりまとめ 概要

令和元年12月26日



これからの土地政策の全体像について①



土地政策の目的

国民生活の安定向上・国民経済の健全な発展

」 土地基本法上の「目的」 」

目的達成に向けての土地政策の課題

現在~

直面する課題 : 地域の活性化、持続可能性の確保

- ①土地·不動産の有効活用 (既に利用されているものの最適活用、低未利用のものの 創造的活用)
- ②<u>防災・減災、地域への外部不経済の発生防止・解消</u> (所有者不明土地対策、管理不全土地対策等)

バブル~バブル崩壊 (土地基本法制定時)

地価高騰による

- ・住宅取得の困難化
- 社会資本整備への 支障

等に対応する<u>地価対</u> <u>策</u>(正常な需給関係・ 適正な地価の形成)

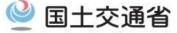
土地基本法上の 「基本理念·責務」

課題の解決に向けた 土地政策の方向性と 関係者の責務

- 〇土地の適正な「利用」「取引」とともに<u>適正な「管理」</u>を確保 ※現行土地基本法には適正な「管理」に関する規律はなし
- 〇土地所有者等の責務を明確化 (権利関係・境界の明確化に関する規定を追加)

- 投機的取引の抑制 (土地取引規制等)
- ・適正な利用 (高度利用、土地利 用転換等)
- 計画に従った利用 (土地利用計画の策 定等)

これからの土地政策の全体像について②



・土地政策に関する政府の基本的な方針の策定

🔷 国、地方公共団体は、方針に基づき、土地に関する施策を一体的に推進

土地の利用・管理に関する計画に沿って、「部分最適」ではなく「全体最適」を図りながら実施

管理※ 利用 取引 最適活用」 最大限有効に 既に利用されて 都市の競争力強化、コンパクトシティ施策の推進、 活用する取組 不動産投資の活性化、既存住宅流通推進 等 いる土地・不動産 創造的活用」 市場を通じて利用に 空き地・空き家バンク整備、 土地基本法上の つなげる取組 ランドバンクの形成・確立 等 「基本的施策」 地域における 土地政策の方向性 低未利用の 集約・再編による公共空間の創出(スポンジ化対策)、 公共・公益的な利用に 土地 · 不動産 グリーンインフラの創出 等 に即した つなげる取組 基本的な重要施策 「外部不経済の発生抑制・解消」 管理不全土地対策(民 適正な管理を 事法制、インフラ隣接 確保する取組 地管理等) 等 ※:地域への外部不経済の発生 情報基盤の整備」 防止・解消のための管理行為

地籍整備の推進、登記情報最新化、地価公示制度、官民連携の不動産情報 提供 等

「所有者不明土地問題への対応」

所有者不明土地法の施行、民事基本法制の見直し、地籍整備の推進 等